議案第３号

大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

大網白里市長　　金　坂　　昌　典

大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「場合」の次に「若しくは同条第１０項第３号の規定により保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第７条第１項各号列記以外の部分中「事項」の次に「(法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項)」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。)」を加え、同条第７項中「ものに限る。)」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなけ

ればならない。

第１９条第６号中「利用定員」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第２８条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第３０条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（千葉県の区域に係る地域限定保育士を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（千葉県の区域に係る地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保し

なければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３６条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４５条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（千葉県の区域に係る地域限定保育士を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（千葉県の区域に係る地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業

所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４９条中「、同条第４号中「次号」とあるのは「第４９条において準用する次号」と読み替えるものと」を削る。

附則第４項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第７項本文中「家庭的保育事業等」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第１０項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第３０条第３項若しくは第４５条第３項」を「千葉県の区域に係る地域限定保育士を含み、第３０条第３項若しくは第４項若しくは第４５条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定されるものをいう。)」を「前２項の規定の適用がないものとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定される保育士の数」に改める。

（大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和７年条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項前段中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に、「改正後の大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定」を「改正後の大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」に改め、同項後段中「規定」の次に「(満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加える。

附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条（大網白里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１４条の改正規定に限る。）の規定は、令和８年１２月２５日から施行する。